

令和8年3月25日
地域振興課・協働推進課

町会・自治会活動の促進に関する令和8年度の取組

町会・自治会活動の促進

現在、区内には約250の町会自治会があり、加入世帯数や運営体制の違いなどにより、抱える問題は様々です。町会・自治会が地域で実施している自主的な活動は、防災訓練やお祭り、防犯、清掃、見守り等様々ありますが、地域活動の担い手や役員のなりて不足が課題になっています。地域活動の活性化に向けた、それぞれの町会・自治会に寄り添った支援を充実します。

1 町会・自治会まち活サポート事業の実施

事業概要

地域のにぎわいやコミュニティ形成に寄与し、地域の活性化を目的として町会・自治会が主体となって行うイベントに対して、実施に要する経費を支援する制度です。単一の町会・自治会または、町会・自治会と他の地域団体（町会・自治会および自治体を除く）と連携して実施する、地域活性化のための活動を支援する事業です。

支援内容・交付額

町会・自治会が主体となって実施するイベントに要する経費。
年度内1回に限り利用可。
1事業につき 上限20万円
連携して実施する場合は上限30万円(他の地域団体と連携する場合)

2 町会自治会活動への支援

平成19年度から自治活動推進協力費交付事業を実施していますが、平成23年度の基礎割額の増額以降変更していませんでした。近年、物価高騰の影響を大きく受けている町会・自治会活動を支援するため、令和8年度から、基礎割額と世帯割額の補助を拡充します。

【交付の例】

	100世帯	500世帯	1,000世帯
現在	27,000円	75,000円	140,000円
8年度	54,000円	150,000円	275,000円

加入世帯数
に応じて、
約2倍に拡充

3 デジタル活用の促進

従来のデジタル活用支援に加え、新たに個別出張支援を実施します。町会自治会の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、デジタル人材の育成を図ります。

4 東部地域での地域活動倉庫の開設【新規】

区内2か所目となる地域活動倉庫を平和台に開設し、10月から町会・自治会、商店会等の団体に利用提供を開始します。